

施策目標個票

(国土交通省24-32)

施策目標	建設市場の整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	建設業界の厳しい経営環境を踏まえ、海外展開を支援することや、入札・契約の適正化を推進することなど、建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	一部の指標では伸び悩みが見られることから、建設企業、特に中小・中堅建設企業の経営基盤の強化を図るため国際競争力強化の取組等を図るとともに、公共工事に対する国民の信頼確保と建設業の健全な発展に向けた取組を進めていくことで、建設市場の整備を推進していく。

業	績	指	標	初期値	実績値						評価	目標値	
				23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度			
業	績	指	標	155 我が国建設企業の海外建設受注高	1.35兆円	-	-	-	1.35兆円	1.18兆円	B-1	1.5兆円	
				年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/	
				156 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況)	初期値	実績値						評価	目標値
					22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度		
					97%	91%	100%	97%	集計中	集計中	N-2	100%	
				年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
				156 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(②入札時における工事費内訳書の提出状況)	初期値	実績値						評価	目標
					22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度		
					82%	91%	94%	82%	集計中	集計中	N-2	100%	
				年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
157 専門工事業者の売上高経常利益率	初期値	実績値						評価	目標				
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度						
	3.5%	-	-	3.5%	-	-	B-1	4.0%					
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/						
158 建設技能労働者の過不足状況(①不足率)	初期値	実績値						評価	目標値				
	23年	20年	21年	22年	23年	24年	28年						
	0.8%	-0.7%	-1.5%	-0.6%	0.8%	1.0%	A-1	1.2%以下					
暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/						
158 建設技能労働者の過不足状況(②技能工のD. I.)	初期値	実績値						評価	目標値				
	23年	20年	21年	22年	23年	24年	28年						
	9.5ポイント	19.5ポイント	2.75ポイント	2.5ポイント	9.5ポイント	31.25ポイント	B-1	30ポイント以下					
暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/						
159 新事業展開等を行う建設企業数	初期値	実績値						評価	目標				
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度						
	-	-	-	1,884社	-	-	A-2	5,000社					
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/						
関	連	指	標	関16 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	初期値	実績値						評価	目標
				23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度			
				88.4%	-	-	-	88.4%	88.7%	-	90.0%		
				年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
				関17 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	初期値	実績値						評価	目標
21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度							
63.89日	69.53日	63.89日	55.22日	50.00日	44.54日	-	3割減(44.72日)						
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/						

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	1,743	959	894	990	
		補正予算(b)	4,760	80	1,845	-	
		前年度繰越等(c)	0	0	0	-	
		合計(a+b+c)	6,503	1,039	2,739	990	
	執行額(百万円)	5,759	878				
	翌年度繰越額(百万円)	0	0				
	不用額(百万円)	744	162				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成25年6月14日) <意見等> 指標155「我が国建設企業の海外建設受注高」について、増やすことを目指しているのに逆に減少している原因について分析し、記載すべき。 <対応方針> 前年と比べて減少した原因を評価書に記載することとした。
-----------------	---

担当部局名	土地・建設産業局	作成責任者名	建設業課 (課長 青木由行)	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	--------	-------------------	----------	---------

業績指標 155

我が国建設企業の海外建設受注高

評 価

B-1	目標値：1.5兆円（平成27年度） 実績値：1.18兆円（平成24年度） 初期値：1.35兆円（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

我が国の主要建設企業（海外建設協会会員企業）による新規年間海外受注高

（目標設定の考え方・根拠）

国内建設市場が縮小し、競争がさらに厳しさを増す中で、アジアを中心とする世界の建設市場では、経済成長に伴い膨大なインフラ需要の発生が見込まれている。このような中で、本事業は、我が国建設企業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、地方・中小建設企業を含む我が国建設企業の海外展開を支援することとし、建設企業の新規年間海外受注高を平成21～23年度の受注高の平均に建設投資年平均伸び率を勘案して、平成27年度までに年間1.5兆円まで伸ばすことを目標とする。

（外部要因）

景気動向、相手国の政情等の社会・経済情勢

（他の関係主体）

外国政府及び政府関係機関等の公共発注者

日系製造業等の民間発注者 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○新成長戦略（平成22年6月18日） 第3章（3）アジア経済戦略

「新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あわせて取り組む。同時に、土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会も拡大する。さらには、建築士等の資格の相互承認も推進し、日本の建設業のアジア展開を後押しする。また、アジアにおけるこれらの分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていく。これらにより、日本も輸出や投資を通じて相乗的に成長するという好循環を作り出す。また、日本の「安全・安心」の製品の輸出を促進するとともに、インフラプロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組む。」

○日本再生戦略（平成24年7月31日） アジア太平洋経済戦略

【2020年までの目標】 建設業の新規年間海外受注高 2兆円以上

【2015年度の間目標】 建設業の新規年間海外受注高 1.5兆円以上

【重点施策：パッケージ型インフラ海外展開支援】

「パッケージ型インフラ海外展開促進プログラム」（平成24年6月27日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定）に基づき、広域開発プロジェクトの上流段階からの関与、インフラ案件の発掘・形成力強化等により、日本の技術・ノウハウが活用される案件の形成を支援するとともに、「川上から川下まで」の受注に向けた体制・プレイヤーの強化、コスト競争力・差別化の強化、インフラプロジェクト専門官の活用促進、公的ファイナンス支援の強化等を通じ日本企業の案件受注を強力に支援し、高い成果に結び付ける。

【重点施策：新興国の中間層など世界の成長市場の開拓、クールジャパン推進等】

新興国での事業に必要な内外人材の育成・確保支援、サービス業、建設業等の海外展開を支援する枠組みの構築等を強力に推進することで、中小企業を始め日本企業の新興国におけるビジネス展開を支援する。

【閣決（重点）】

なし

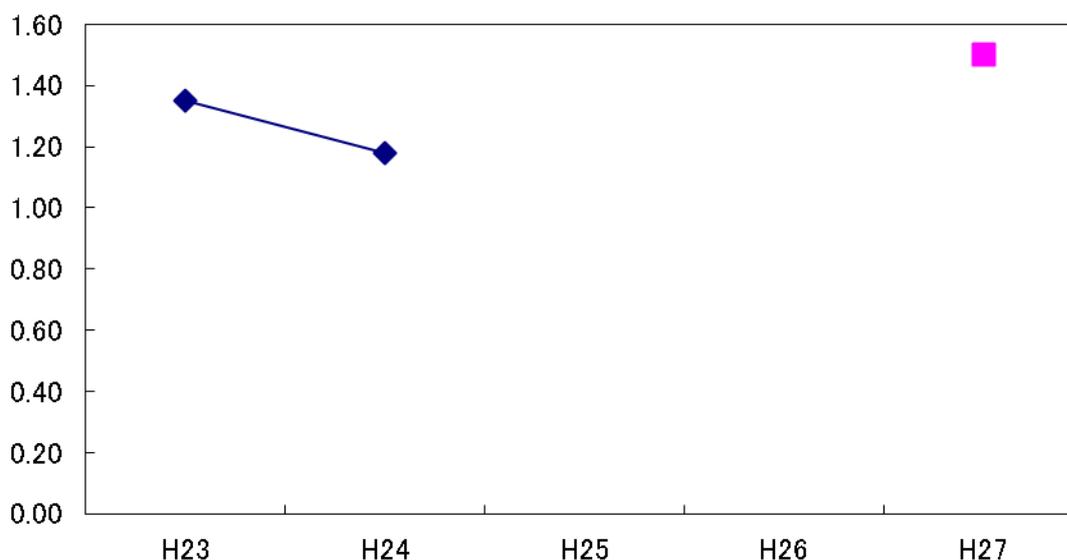
【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
1.35兆円	1.18兆円			

我が国建設企業の新規年間海外受注高

(兆円)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 官民連携による海外インフラプロジェクトの実現に向けて、政治のリーダーシップによるトップセールス、事業初期段階からの官民一体となった案件の発掘を実施。
- 我が国建設業の海外受注体制の強化を図るため、企業の人材育成に対する支援、契約管理の強化に向けた検討、海外展開において必要となる情報収集・提供の強化に対する支援等の取組を実施。

予算額0.6億円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の海外受注実績は、平成23年度と比較して微減しているものの、2年連続で1兆円の大台を超えており、平成27年度の目標値の達成に向けて引き続き施策の推進を図る。

(事務事業の実施状況)

- ・トップセールスの展開や案件形成支援、二国間会議の開催等、事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成に係る取組を実施。
- ・PPP事業において我が国建設企業が果たすべき役割の検討、海外建設市場において成功を勝ち取るための戦略のとりまとめ。
- ・海外建設プロジェクトの紛争事例の判例研究等による契約・リスク管理の強化を実施。
- ・地方・中小建設企業向けのアドバイザー制度やセミナー等を実施。
- ・海外建設市場データベース構築のための情報収集を実施。
- ・経済連携協定の活用等による国際建設市場の環境整備に係る取組を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は我が国建設企業の新規年間海外受注高であるが、平成24年度の海外受注実績は、前年度と比較して微減しており、十分な伸びを示していない。ただし、我が国建設企業の年間海外受注高は、各国の経済情勢等によっても大きく変動するものであり、平成23年度においては、大型案件の受注があったため、平成24年度は減少となっているが、平成21年度からの上昇の傾向は継続している。今後は、これまでの取組に加え、日本式の優れた施工を知る建設人材の育成、我が国建設・不動産企業による海外地域別の市場戦略の構築等の施策を実施することにより、建設業の国際展開支援を強化することとし、B-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

これまでの取組に加え、日本式の優れた施工を知る建設人材の育成、我が国建設・不動産企業による海外地域別の市場戦略の構築等の施策を実施することにより、建設業の国際展開支援を強化する。

(平成26年度以降)

国際建設・不動産市場における外国政府・企業との交流・連携の強化、ソフトインフラの輸出、海外展開において必要となる情報収集・発信力の強化等の施策を実施することにより、建設産業の国際展開支援を強化する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 土地・建設産業局 国際課長 小林 高明

業績指標 156

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況（①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況）

評価	
① N-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：集計中（平成23年度） 初期値：97%（平成22年度）
② N-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：集計中（平成23年度） 初期値：82%（平成22年度）

（指標の定義）

- ① 国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法（注）の対象となる特殊法人等（高速道路会社、空港会社、独立行政法人）における第三者機関の設置状況（設置済み発注機関数の対象発注機関数に対する比率）
 （注）国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展を目的として、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「適正な施行の確保」「不正行為の排除の徹底」について、発注者の義務等を定めた法律。
 （分子）＝第三者機関設置済み発注機関数
 （分母）＝入札契約適正化法の対象発注機関数
- ② 国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法の対象となる特殊法人等における入札時の工事費内訳書の提出義務付けの状況（提出義務付け発注機関数の対象発注機関数に対する比率）
 （分子）＝工事費内訳書の提出義務付け発注機関数
 （分母）＝入札契約適正化法の対象発注機関数

（目標設定の考え方・根拠）

- ① 入札契約の透明性確保に当たっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において設置することを目標として設定。平成28年度100%導入を目指し、その後も将来にわたって100%を維持する。
- ② 入札時における工事費内訳書の提出義務付けは、入札参加者に適切な見積もりを行うことを促すとともに、提出された工事費内訳書のチェックにより不正行為の防止等に資することとなることから、国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において提出を義務付けすることを目標として設定。平成28年度までには、対象とする全発注機関で提出を義務付けることを目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

他府省庁・特殊法人等（設置主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

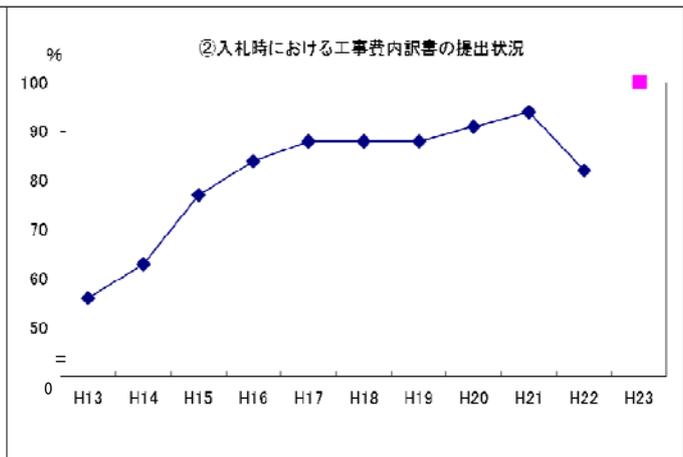
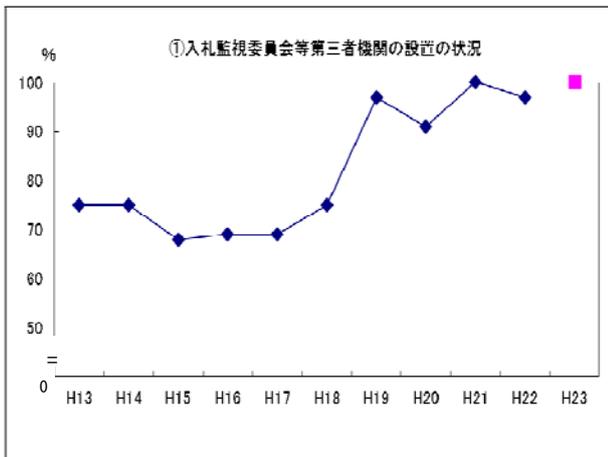
なし

【その他】

なし

① 過去の実績値										(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
75%	68%	69%	69%	75%	97%	91%	100%	97%	集計中	H26年度 集計予定

② 過去の実績値										(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
63%	77%	84%	88%	88%	88%	91%	94%	82%	集計中	H26年度 集計予定



事務事業の概要

主な事務事業の概要

毎年度入札契約適正化法に基づく措置状況調査を行い、各発注者に対し必要な措置を講じるよう入札契約適正化法に基づき要請。
 予算額：0千円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①、②ともに平成23年度実績値に関しては調査中であり、目標の達成状況については判断できない。
 ※なお実績値については、平成22年度の調査から設問等に変更があったため、平成21年度以前との連続性が一部失われている。

(事務事業の実施状況)

- ① 入札契約適正化法第17条に基づき、国、特殊法人等の公共工事発注者を対象として、平成23年度における同法及び適正化指針の措置状況を調査し、公共工事における入札及び契約の適正化を推進しているところ。
- ① 第三者機関を設置する上で必要な手続、留意すべき事項等を示した実務的なマニュアルを作成し、第三者機関を設置していない市区町村における第三者機関の設置を促進しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・努力事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」及び「入札時における工事費内訳書の提出」について、その重要性を周知し、設置や提出の要請を函ること等により、各発注者における取組の推進を図る。業績指標は、対象発注者に占める取組実施発注者の割合であり、対象特殊法人等の数に増減がある。平成23年度の実績値については調査中であり、現時点では目標の達成状況について判断できないため、N-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室（室長 中田裕人）
 関係課：大臣官房地方課（課長 中村貴志）
 大臣官房技術調査課（課長 越智繁雄）

業績指標 157
専門工事業者の売上高経常利益率

評価

B-1	目標値：4.0%（平成28年度） 実績値：3.5%（平成22年度） 初期値：3.5%（平成22年度）
-----	--

（指標の定義）
 専門工事業者の売上高に占める経常利益の割合
 ※売上高経常利益率＝（経常利益/売上高）×100
 ※経常利益＝（営業利益＋営業外収益）－営業外費用
 （分子）＝専門工事業者の経常利益 （分母）＝専門工事業者の売上高

（目標設定の考え方・根拠）
 専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、今後は、経営革新や新分野進出の促進等を通じて、技術と経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。

その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高経常利益率が挙げられる。

経常利益は日常的に発生する営業活動と財務活動から生じる収益を表す指標であり、その企業の本来の実力を計る目安として利用されることから、経常利益の売上高に占める割合を計ることでのちに専門工事業者の収益力を把握することが可能である。

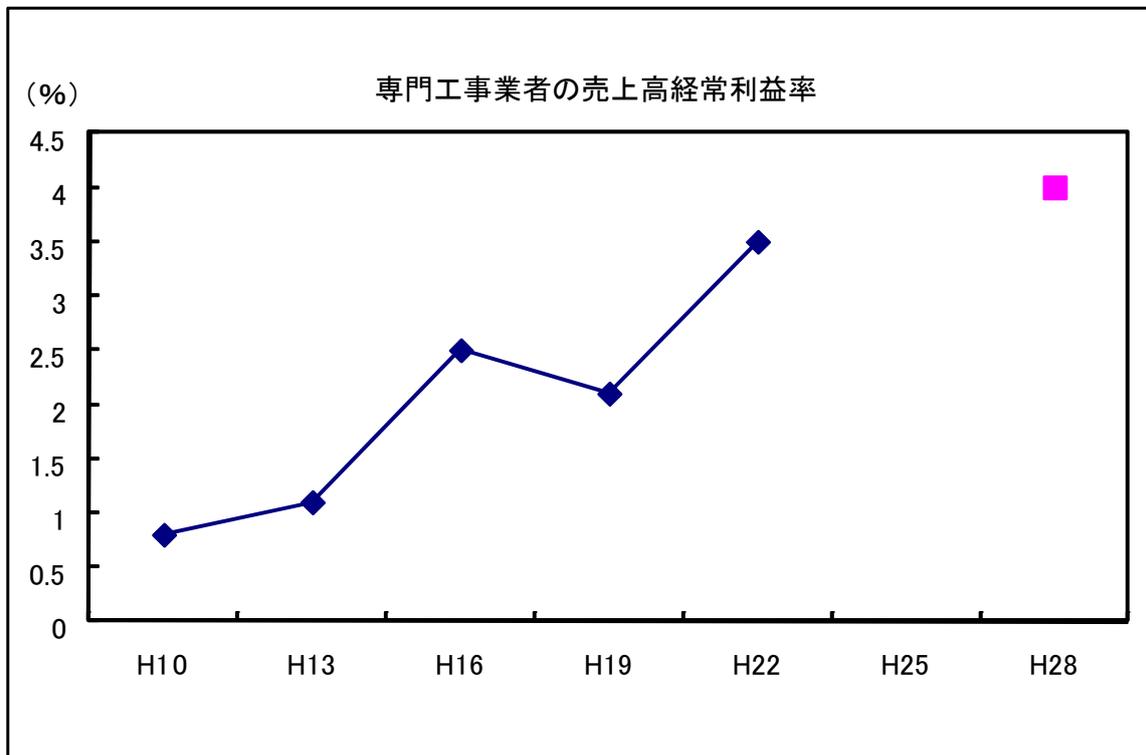
目標を設定した平成19年当時の全産業における売上高経常利益率は3.4%であり、専門工事業者の売上高経常利益率の上昇に併せて全産業についても上昇すると仮定し、平成22年度において想定される全産業の売上高経常利益率4.0%程度を目標として設定した。

（外部要因）
 建設投資の増減等

（他の関係主体）
 専門工事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値											(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1.1%	—	—	2.5%	—	—	2.1%	—	—	3.5%	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・中小・中堅建設企業の新事業展開、転業・廃業、企業再編等の経営戦略を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」
 予算額 約1.2億円（平成24年度）
- ・維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を支援する「建設企業の連携によるフロンティア事業」
 予算額 1.1億円（平成22年度補正（事業は平成24年度においても実施））
- ・大手企業等のノウハウ・技術を中小建設企業への移転を支援する「ノウハウ・技術移転支援事業」
 予算額 約0.5億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

当該指標の進捗状況については、平成22年度の指標値が3.5%となり、前回値（平成19年度：2.1%）と比較し増加となっている。前回値については、世界的な景気低迷による収益逼迫等の外部要因が売上高経常利益率に大きく影響したものと推測され、平成16年度の2.5%と比較し微減となったが、最新の数値である今回は、その後の景気の回復等を受け、売上高経常利益率は大きく増加に転じた。しかし、目標期間年である平成22年度においても、建設業界、特に専門工事業者を取り巻く経営環境は依然厳しく、目標値である4.0%には届かなかった。

（事務事業の実施状況）

「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」、「建設企業の連携によるフロンティア事業」、「ノウハウ・技術移転支援事業」を実施し、専門工事業者の売上高経常利益率の改善を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、近年の景気の回復等を受け、売上高経常利益率は大きく増加に転じた。今後も建設投資の大幅な減少や厳しい金融環境等に加えて、東日本大震災の復旧・復興需要等さまざまな外部要因が指標に影響を与えるものと考え、平成25年度に事業内容を拡充した「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」の活用を図るとともに、建設企業の新事業展開、転業・廃業・企業再編等のための施策見直しを検討するなどの改善策を講じることとし、「B-1」と評価した。

今後も専門工事業者の利益向上に向けた取組が必要であることから、専門工事業者の経営力向上に向けた各種取組や下請取引の適正化を通じた下請業者たる専門工事業者へのしわ寄せ防止等の対策を講じていくことが必要である。また、同様に、専門工事業者の利益増進に努めるための環境整備が必要であり、今後とも、経営基盤の強化等の経営革新に向けて自ら取り組む建設業者を支援することが必要である。

なお、引き続き専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があり、前目標年度の目標値を達成できていないことから、目標値は据え置きつつ、目標年度を平成28年度としている。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

新事業展開、転業・廃業・企業再編等を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」を拡充し、建設業の持つノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に対して必要な経費の支援措置を創設するとともに、既存の相談事業について技術提案作成や施工管理等の技術上の課題にも対応する措置を講じた。

(平成26年度以降)

建設企業の新事業展開、転業・廃業・企業再編等のための施策について随時見直しを行っていく。

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局建設市場整備課(課長 屋敷次郎)

業績指標 158

建設技能労働者の過不足状況 (①不足率、②技能工のD. I.)

評価

①A-1 ②B-1	目標値：①絶対値1.2%以下(平成28年) ②絶対値30ポイント以下(平成28年) 実績値：①1.0%、②31.25ポイント(平成24年) 初期値：①0.8%、②9.5ポイント(平成23年)
--------------	--

(指標の定義)

①建設労働需給調査結果(国土交通省)

調査対象職種(鉄筋工、型わく工等)の労働者を直用する建設業者による技能労働者の確保状況(回答数)を以下により算出した、建設技能労働者の不足率(年平均、8職種計、全国、原数値)。

$$\text{不足率} = \frac{\text{確保しなかったが出来なかった労働者数} - \text{確保したが過剰となった労働者}}{\text{確保している労働者数} + \text{確保しなかったが出来なかった労働者数}} \times 100$$

②労働経済動向調査(厚生労働省)

調査対象産業に属する全国の民営事業所に対して実施された調査において、労働者の過不足感について、不足(「やや不足」と「おおいに不足」の計)と回答した事業所の割合から過剰(「やや過剰」と「おおいに過剰」の計)と回答した事業所の割合を差し引いた値(「労働者過不足判断D. I.」のうち、建設業における技能工のD. I.(年平均(四半期毎の結果を平均して算出))。)

※D. I.はディフージョン・インデックス(Diffusion Index)の略である。

(目標設定の考え方・根拠)

少子高齢化社会が到来し、労働力人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な建設技能労働者が大幅に減少することが懸念される中、建設技能労働者の過不足のない需給状況が望ましいところであるが、需給バランスが平成18年以上に悪化しないことを目標とする。

(外部要因)

建設投資の動向

(他の関係主体)

厚生労働省

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

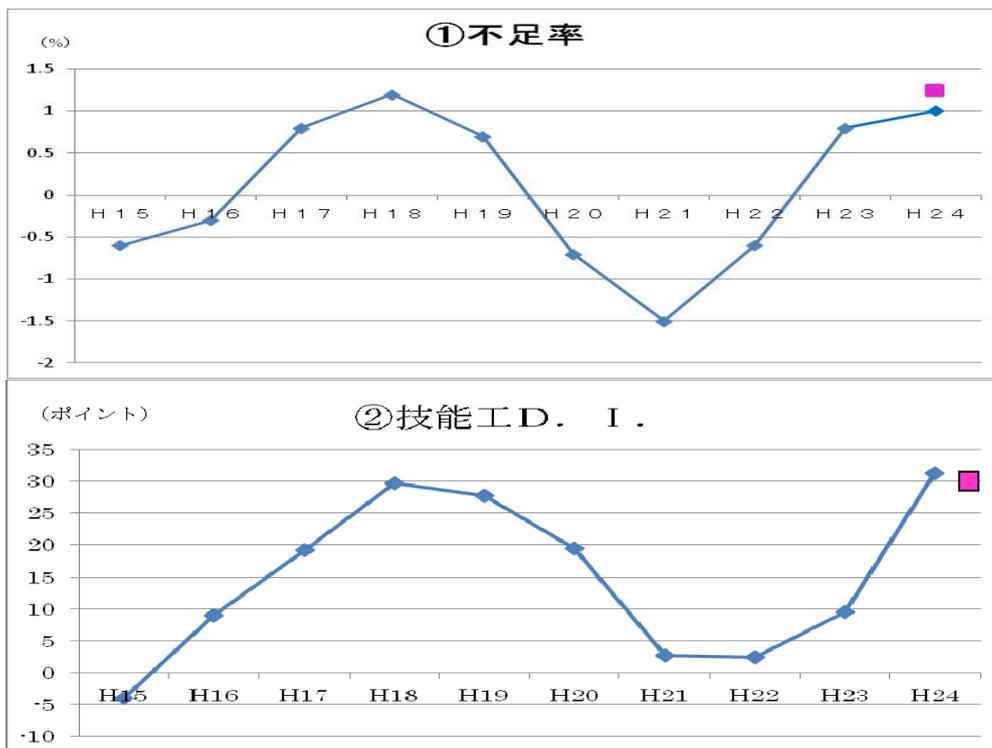
なし

【その他】

なし

①過去の実績値 (年)				
H20	H21	H22	H23	H24
-0.7%	-1.5%	-0.6%	0.8%	1.0%

②過去の実績値 (年)				
H20	H21	H22	H23	H24
19.5ポイント	2.75ポイント	2.5ポイント	9.5ポイント	31.25ポイント



事務事業の概要

主な事務事業の概要

建設技能労働者人材確保・育成促進事業の創設

- ・社会保険の加入徹底に向けた取組を進めるとともに、建設企業の将来を担う中核的な技能労働者の確保・育成などに取り組むことにより、就労環境の改善、建設業における人材の確保等を推進する。予算額 36百万円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成24年の建設労働需給調査の不足率は、平成23年の0.8%から0.2ポイント増加して1.0%、また、労働経済動向調査の技能工D. I. についても、平成23年の9.5ポイントから21.75ポイントの増加し、31.25ポイントであった。どちらも増加傾向にある。

(事務事業の実施状況)

- ・建設業において、社会保険等の法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年労働者減少の一因となっているほか、適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になっている。このため、関係者をあげて保険加入徹底の方策を検討し、専門工事業団体(3団体)を対象とした優良事業所認証の仕組みや、社会保険加入手続円滑化方策を含め周知の方策について検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年の建設労働需給調査の不足率については、絶対目標値の範囲内で推移しているものの月毎の不足等を見ると絶対目標値を超える月もあり、また、労働経済動向調査の技能工D. I. については絶対目標値を超えており、建設技能労働者の不足傾向がみてとれる。建設産業は、建設投資の減少等により競争が激化し、地域社会を支えてきた建設企業が疲弊するとともに、就労環境の悪化等により若年就職者が減少し高齢化が増加傾向にあるため、ニーズに対応した建設技能労働者の確保・育成を図る必要があることから、25年度に新たな措置を講じることにしている。以上のことから①不足率については、A-1、②技能工のD. I. についてはB-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

社会保険等の加入徹底方策に関する調査

(平成26年度以降)

引き続き建設産業の担い手確保等の推進に努めていく

担当課等(担当課長名等)

担当課： 土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室(室長 千葉 信義)

業績指標 159

新事業展開等を行う建設企業数

評価

A-2	目標値：5,000社（平成27年度） 実績値：1,884社（平成22年度） 初期値：－（平成22年度）
-----	---

(指標の定義)

事業転換を行う建設企業数（平成22年度からの累計値）

(目標設定の考え方・根拠)

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、「意欲を有する建設企業1万社の転業・事業転換」が2020年までに実現すべき成果目標として掲げられているところ。また、「新事業分野の参入による事業規模の拡大」を今後の経営方針としている建設業専門の企業数が約1万社（平成20年3月末時点）（「第12回建設業構造基本調査（国土交通省）」）であることを踏まえ、当該1万社を2020年までの目標として設定し、5年後（平成27年度）の目標値を5千社とする。

(外部要因)

景気の動向

(他の関係主体)

建設企業（事業主体）

都道府県、市町村

関係省庁（農林水産省、厚生労働省、中小企業庁等）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

「新成長戦略」（平成22年6月18日） IV観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

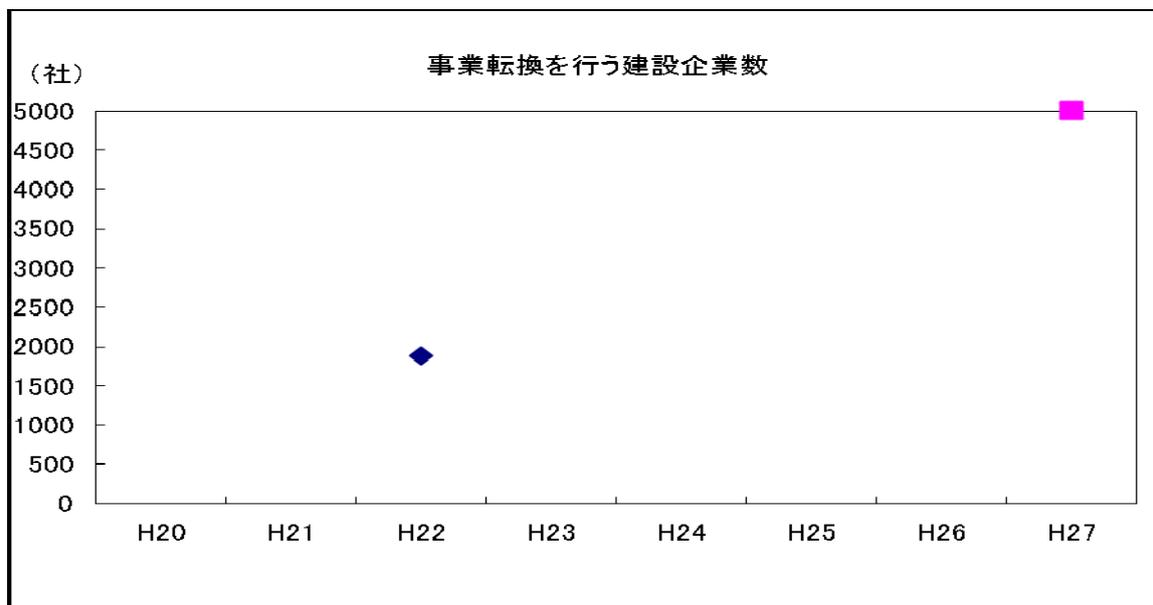
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H20	H21	H22	H23	H24	H25
-	-	1,884社	-	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・中小・中堅建設企業の新事業展開、転業・廃業、企業再編等の経営戦略を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」
予算額 約1.2億円（平成24年度）
- ・維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を支援する「建設企業の連携によるフロンティア事業」
予算額 1.1億円（平成22年度補正（事業は平成24年度においても実施））
- ・大手企業等のノウハウ・技術を中小建設企業への移転を支援する「ノウハウ・技術移転支援事業」
予算額 約0.5億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成27年度の目標値が5,000社であるのに対し、1年間の施策で1,884社となり、残り4年間で同程度の事業者が事業転換を実施すると仮定すると、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。また、平成25年度の実績値については、平成26年度に実施予定である「建設業構造実態調査」において調査を行う予定。

（事務事業の実施状況）

「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」、「建設企業の連携によるフロンティア事業」、「ノウハウ・技術移転支援事業」を実施し、建設業の新事業展開、転業・廃業・企業再編等を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、1年間の施策で1,884社となり、残り4年間で同程度の事業者が事業転換を実施すると仮定すると、目標年度に目標値を達成するという状態であり、順調に推移していることから、現在の施策を引き続き実施することとし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

平成25年度における新事業展開、転業・廃業・企業再編等の事例を取りまとめ、建設企業に情報提供を実施。

（平成26年度以降）

建設業の新事業展開、転業・廃業・企業再編等のための施策について随時見直しを行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地建設産業局 建設市場整備課（課長 屋敷次郎）

関連指標 16

建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率

実績値等

目標値：90.0%（平成28年度）
 実績値：88.7%（平成24年度）
 初期値：88.4%（平成23年度）

(指標の定義)

監理技術者資格者証^{*1}保有者のうち、1級技術検定^{*2}合格者の比率を高める。
 技術検定制度は、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者の施工技術の向上を目的として国土交通大臣が行うものである。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上（建築一式；4,500万円、建築一式以外；3,000万円）になる場合においては、当該工事現場に建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。監理技術者の資格要件として、1級国家資格（技術検定、建築士、技術士）や実務経験等を求められている（建設業法第15条第2項）。その監理技術者のうち、施工に関してより高い知識、技術、管理能力を問う1級技術検定試験の合格者の比率が高まることで、公共工事等の質の確保、ひいては健全な建設市場の育成が図られると考えられる。

^{*1} 重要な建設工事において配置されている監理技術者に関して、資格の有無や所属する建設業者との雇用関係等を簡便に確認するためのもの。

^{*2} 建設業法に基づき、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施されるもの。

（分子）＝監理技術者資格者証保有者のうち1級技術検定合格者数

（分母）＝監理技術者資格者証保有者数

(外部要因)

建設業界における労働者数

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

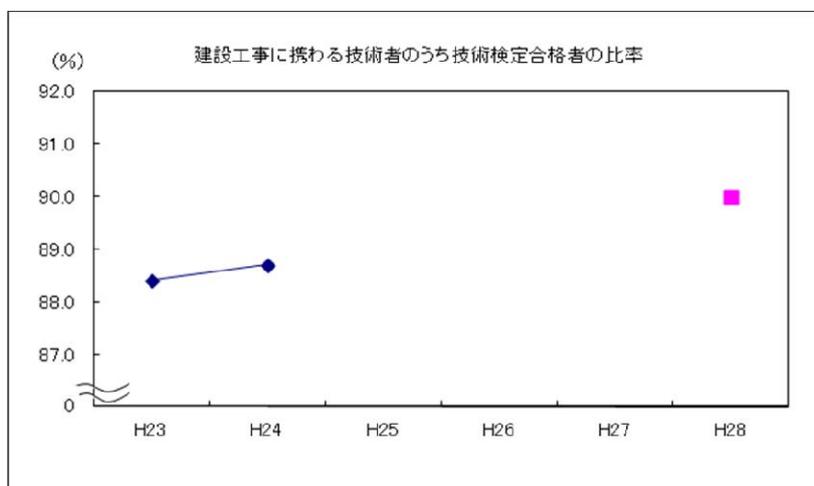
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H23	H24				
88.4%	88.7%				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

技術検定の適切な実施により、施工に関して高い知識、技術、管理能力を持った技術検定合格者を供給する。

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

平成24年度は平成23年度から若干伸びており、目標の達成に向けて順調に推移している。

「建設工事の適正な施工の確保」「施工技術の確保及び向上」等の重要性は今後も変わる事ではないことから、今後とも引き続き、工程管理や品質管理等、工事の施工管理を適確に行える技術者を適切に選定し、合格者として認定していくことで、適正な監理技術者を確保していくこととする。

(事務事業の実施状況)

工程管理や品質管理等、工事の施工管理を適確に行える技術者を適切に合格者として認定し、適切な技術検定試験の実施に努めているところである。

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局建設業課 (青木由行)

関連指標 17

建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率

実績値等

目標値：3割減（44.72日）（平成24年度）

実績値：44.54日（平成24年度）

初期値：63.89日（平成21年度）

（指標の定義）

建設関連業（測量業、建設コンサルタント、地質調査業）登録制度に係る各種申請を平均化した1申請あたりの申請から登録処理までの所要日数の低減率

（分子）＝平成20年度の登録所要日数から新システムを運用した当該年度の登録所要日数を引いた低減日数

（分母）＝平成20年度の登録所要日数

（目標設定の考え方・根拠）

建設関連業者登録システムは、建設関連業の登録に関する事務を支援するシステムであり、申請の受付部局である各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局で利用されているものである

所要日数の低減については、新しい建設関連業者登録システムの導入に伴う登録情報の入力時間の削減効果によるところが大きいですが、他の要因として、登録制度の改正にあわせて申請書類の簡素化の検討を予定していることから、それらの状況を踏まえて、平成20年度の旧システムにおける登録処理の所要日数（69.53日）と平成22年度から新システムを運用した場合における平成24年度の登録処理の所要日数を比較して3割の削減を目指すものである。

（外部要因）

申請者の国土交通省オンライン申請システムの利用状況

（他の関係主体）

発注者、申請者

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

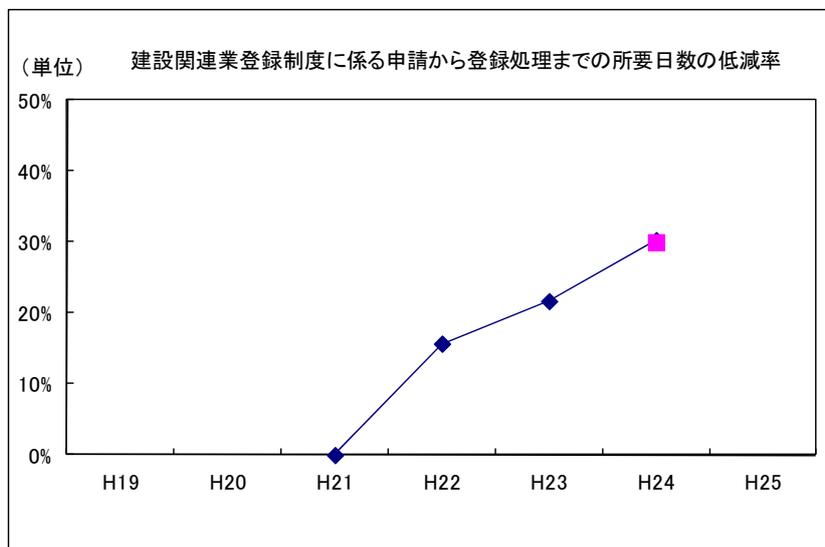
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H20	H21	H22	H23	H24
69.53日	63.89日	55.22日	50.00日	44.54日



事務事業の概要**主な事務事業の概要**

新しい建設関連業者登録システムの導入

建設関連業者の登録・審査を各地方整備局等で円滑に行うため、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を考慮した新しい登録システムの運用を行う。

予算額 14,281千円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等**目標の達成状況等**

（目標の達成状況）

事務処理量の多い一部の地方整備局等においては目標値を達成できていないが、全体として目標値は達成しており、順調であったと評価できる。

（事務事業の実施状況）

新しい建設関連業者登録システムの導入

建設関連業者の登録・審査を各地方整備局等で円滑に行うため、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を考慮した新しい登録システムの運用を行う。

予算額 14,281千円（平成24年度）

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局建設市場整備課（課長 屋敷次郎）